

環境と調和した畜産経営の確立

【強い農業づくり交付金 2, 093 (3, 127) 百万円の内数】

事業のポイント

環境と調和した畜産経営の確立を推進し、畜産に起因する苦情や環境規制の強化に適切に対処するために必要な施設整備を支援します。

<背景・課題>

- ・ 平成22年12月の調査によると、平成16年11月に本格施行された「家畜排せつ物法」の管理基準に、対象農家の99.9%が適合。
- ・ しかしながら、畜産に起因する苦情発生件数については、悪臭、水質汚濁を中心に横ばい。
- ・ また、水質汚濁防止法に基づく畜産の硝酸態窒素の暫定排水基準は、平成22年に3年間延長されたところであるが、今後に向けては、一層の引き下げ努力が求められるところ。

政策目標

畜産経営の苦情発生割合の減少

<主な内容>

○畜産周辺環境の改善

畜産に起因する排水や悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設や脱臭施設等の新設を支援します。

(平成23年度に実施していた本交付金メニューのうち、地域の主体的な判断に委ねることが適当と考えられる浄化処理施設や脱臭施設等の再編整備については、地域自主戦略交付金に移行。)

強い農業づくり交付金 2, 093 (3, 127) 百万円の内数
補助率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産企画課 (03-3502-0874 (直))]